

# 地域審議会の概要

## (1) 制度の趣旨

地域審議会については、合併によって住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念を払拭するために、合併特例法第5条の4第1項の規定により、合併関係市町村の旧市町村の区域にかかる事務等に関し、新市長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、市長に意見を述べる附属機関を置くことができることとして創設された。

### 《関係法令》

#### 市町村の合併の特例に関する法律

##### 第5条（略）

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれをさだめなければならない。

## (2) 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく合併市町村の附属機関であり、本来地方公共団体が条例で設けるものであるが、制度の趣旨から合併市町村の代表である法定協議会で、合併前に決定できることとされている。また、

- ・合併関係市町村の協議により
- ・期間を定めて
- ・合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができることとされており、地域審議会を組織する「構成員の定数、任期、任免」「その他の組織及び運営に関し必要な事項」については、同様に協議により定めるものとされ、議会の議決を経てその内容を告示しなければならないとされている。

《関係法令》

**地方自治法**

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(3) 設置期間

平成15年4月21日から平成25年3月31日まで

(4) 審議会の業務

地域審議会は、新市における関係区域に関する事務について、新市の長の諮問に応じて審議・答申し、また、必要と認める事項について審議し意見を述べることになる。

また、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聞かなければならないこととされている。

新市の長の諮問に応じて審議・答申する事項

新市建設計画の変更に関する事項

新市建設計画の進ちょく状況に関する事項

新市の基本構想の作成及び変更に関する事項

その他新市の長が必要と認める事項

(5) 委員の構成

・委員は15人以内

・公共的団体を代表する者、学識経験者、公募による者で構成（それぞれの地区に居住）

(6) 任期

・2年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。

（今回の任期は、平成15年10月1日～平成17年9月30日）

・再任は妨げない

(7) 会長・副会長

委員の互選によって定める

(8) 会議について

- ・会議は市長が招集する
- ・委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があれば、会議を招集する
- ・毎年度、開催する
- ・2分の1以上が出席しなければ開くことができない
- ・会長が認めれば、委員以外の者を出席させ意見を求めることができる
- ・会議の議長は、会長が務める
- ・会議は公開とする
- ・議事は、委員の大方の賛同をもって決定する

(9) 審議会の庶務担当

- ・徳山地区 企画調整課(0834-22-8203)
- ・新南陽地区 新南陽総合支所地域振興課(0834-61-3013)
- ・熊毛地区 熊毛総合支所地域振興課(0833-92-0006)
- ・鹿野地区 鹿野総合支所地域振興課(0834-68-2331)